

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成25年8月13日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 マックスバリュ北東北株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ石鳥谷店 花巻市石鳥谷町八幡第3地割1番地ほか
- (3) 変更した事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
 - イ 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成25年5月25日及び同年7月1日
- (5) 変更の理由 店舗名称の決定及び代表者の変更のため

2 届出年月日 平成25年7月22日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び花巻市役所